

骨粗鬆症性椎体骨折に対する経皮的椎体形成術（PVP）

連携体制確認書に関する日本脊椎脊髄病学会会員向け Q&A

Q1. 連携の対象となる「脊椎脊髄外科医」は誰でもよいのですか？

A1. 適正使用指針において、連携は日本脊椎脊髄病学会指導医または脊椎脊髄外科専門医が要件として含まれています。

Q2. 連携体制確認書への署名は、JSSR 会員の義務ですか？ お断りすることは可能ですか？

A2. 署名や連携の引き受けは一律の義務ではありません。自施設の救急体制や病床状況、勤務環境（働き方改革）などを勘案し、受け入れや対応が困難であると判断される場合は、各施設の裁量によって辞退していただいて差し支えありません。

Q3. 署名をすることで、万が一の合併症や医療事故の際に脊椎外科医も責任を問われますか？

A3. 確認書への署名のみをもって、連携脊椎脊髄外科医に個別症例の責任が及ぶものではありません。確認書に明記されている通り、個別症例の適応判断、PVP の実施判断、手技および術後管理に関する一切の責任は実施医師と実施医療機関に帰属します。連携医側の対応は「自施設の診療体制の範囲内で可能な限りの協力」に留まります。

Q4. 確認書は、症例（手術）ごとに毎回作成・署名する必要がありますか？

A4. いいえ。症例ごとに毎回署名し直す必要はありません。本確認書は、継続的な効力を持つものとしますが、連携脊椎脊髄外科医の異動や退職等の場合、IVR 医は新たな連携確認書の取得が必要となります。

Q5. 連携医は診療協力や緊急時対応など個人で担う必要があるのでしょうか。

A5. 本確認書は有資格の連携脊椎脊髄外科医との連携体制を確認するものですが、実際の診療協力、受診・転院等の調整、緊急時対応については、連携医個人のみで完結するものではありません。所属施設の診療体制・病床状況・救急対応能力に応じて可能な範囲でご対応ください。

Q6. 実施医の不適切な適応や、合併症の多発が疑われる場合はどうすればよいですか？

A6. 必要に応じて実施医側へ X 線画像等の症例情報の開示を求めるなど、患者本位の安全な実施体制の再構築に努めてください。実効性のある安全な連携体制が担保できないと判断される場合など、重大な懸念が解消されない場合は連携関係を撤回することが可能です。

Q7. 連携関係を撤回したい場合は、どのような手続きをとればよいですか？

A7. 実施医または連携医のいずれかが連携関係の見直しまたは撤回を希望する場合は、関係企業を通じて連携相手側へその旨を通知してください。撤回の連絡をもって、当該連携体制確認書の効力は終了します。